

西宮市共同生活援助事業者評価表(新設事業用)

評価項目の留意事項	評価点																		
<p>対象事業所における家賃・敷金等の設定 25点満点</p> <p>敷金・入居一時金については、名称にかかわらず、以下のとおり使用用途によって区分する。</p> <p>【敷金】 使用用途としては、退去時における原状回復に係る費用等とする。</p> <p>【入居一時金】 使用用途としては、入居準備にかかる費用(布団等)等とする。</p>	<p>【家賃】</p> <table border="1" data-bbox="855 271 1374 421"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円～50,000円</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【敷金】</p> <table border="1" data-bbox="855 506 1374 656"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円～100,000円</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>100,001円～</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【入居一時金】</p> <table border="1" data-bbox="855 741 1374 891"> <thead> <tr> <th>入居一時金の有無</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	金額	評価点	0円～50,000円	15	50,001円～	0	金額	評価点	0円～100,000円	5	100,001円～	0	入居一時金の有無	評価点	なし	5	あり	0
金額	評価点																		
0円～50,000円	15																		
50,001円～	0																		
金額	評価点																		
0円～100,000円	5																		
100,001円～	0																		
入居一時金の有無	評価点																		
なし	5																		
あり	0																		
<p>財務状況 30点満点</p> <p>【損益計算書又は事業活動計算書】 応募法人の過去2期における損益計算書の純利益(損失)又は事業活動計算書の活動収支差額で評価する。</p> <p>【貸借対照表】 応募法人の直近の事業年度の貸借対照表により評価する。</p>	<p>【損益計算書又は事業活動収支計算書】</p> <table border="1" data-bbox="855 1025 1374 1211"> <thead> <tr> <th>損益の状況</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去2期において黒字</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>直近1期において黒字</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【貸借対照表】</p> <table border="1" data-bbox="855 1283 1374 1429"> <thead> <tr> <th>資産・債務の状況</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己資本比率30%以上</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>自己資本比率10%以上</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【貸借対照表】</p> <table border="1" data-bbox="855 1500 1374 1630"> <thead> <tr> <th>債務超過の状況</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近において債務超過になっていない</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	損益の状況	評価点	過去2期において黒字	10	直近1期において黒字	5	上記以外	0	資産・債務の状況	評価点	自己資本比率30%以上	10	自己資本比率10%以上	5	債務超過の状況	評価点	直近において債務超過になっていない	10
損益の状況	評価点																		
過去2期において黒字	10																		
直近1期において黒字	5																		
上記以外	0																		
資産・債務の状況	評価点																		
自己資本比率30%以上	10																		
自己資本比率10%以上	5																		
債務超過の状況	評価点																		
直近において債務超過になっていない	10																		

西宮市共同生活援助事業者評価表(新設事業用)

評価項目の留意事項	評価点												
<p style="text-align: center;">運営実績 30点満点</p> <p>【共同生活援助の運営実績】 現に応募法人が共同生活援助事業所を運営している場合に、当該事業所の指定日から平成30年4月1日までの経過年数で評価する。</p> <p>【市内での事業実績】 現に応募法人が西宮市内に所在する事業所について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)に基づく障害福祉サービスの事業者指定を受けている場合に、当該事業所の指定日又は許可日から平成30年4月1日までの経過年数で評価する。</p>	<p>【共同生活援助の運営実績】</p> <table border="1" data-bbox="855 338 1374 555"> <thead> <tr> <th>法人としての共同生活援助事業の運営実績</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以上</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>2年以上</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>【市内での運営実績】</p> <table border="1" data-bbox="855 757 1374 974"> <thead> <tr> <th>西宮市内での障害福祉サービスの運営実績</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以上</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>2年以上</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	法人としての共同生活援助事業の運営実績	評価点	5年以上	15	2年以上	10	西宮市内での障害福祉サービスの運営実績	評価点	5年以上	15	2年以上	10
法人としての共同生活援助事業の運営実績	評価点												
5年以上	15												
2年以上	10												
西宮市内での障害福祉サービスの運営実績	評価点												
5年以上	15												
2年以上	10												
<p style="text-align: center;">実地指導等の有無 15点満点</p> <p>【実地指導等の有無】 現に応募法人が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの事業者指定を受けている場合に、当該事業所(西宮市内に限らない。また法人の全事業所を対象とする。)が平成24年4月1日から現在に至るまでの間に実地指導等を受けた場合における文書指摘の有無により評価する。改善報告については、報告期限を遵守していないものや提出の催告を受けたもの、報告を怠っているものは速やかに改善報告を行っていないものとして減点評価を行う。</p>	<p>【実地指導等の有無】</p> <table border="1" data-bbox="855 1218 1374 1877"> <thead> <tr> <th>文書指摘の有無</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書による指摘が無い</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>実地指導等を受けていない又は文書による指摘内容が軽微なもの</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>改善報告が必要なもので速やかに改善報告を行っていないもの</td> <td>△20</td> </tr> <tr> <td>文書による指摘内容が重大なもの</td> <td>△20</td> </tr> </tbody> </table>	文書指摘の有無	評価点	文書による指摘が無い	15	実地指導等を受けていない又は文書による指摘内容が軽微なもの	5	改善報告が必要なもので速やかに改善報告を行っていないもの	△20	文書による指摘内容が重大なもの	△20		
文書指摘の有無	評価点												
文書による指摘が無い	15												
実地指導等を受けていない又は文書による指摘内容が軽微なもの	5												
改善報告が必要なもので速やかに改善報告を行っていないもの	△20												
文書による指摘内容が重大なもの	△20												
<p>評価点数の合計が同点の場合は、月額利用料から家賃補助金を控除した額が低額なものを高い評価とする。</p>													